

高岡医療圏カルテ連携「家持あんしんネット」運用管理規程

第1章 総則

（目的）

第1条 高岡医療圏カルテ連携「家持あんしんネット」（以下「家持あんしんネット」という。）は、高岡医療圏の医療機関を安全なネットワークでつなぎ、高岡医療圏に住む患者がいつ、どこを受診しても、安心して適切な医療を受けられる体制を確立することを目的とする。このため、病院や診療所の枠を超えて診療情報を共有し、救急時や転院時、大規模災害時であっても、患者一人ひとりに合った医療を切れ目なく提供できる体制を目指していく。また、本運用規程は、家持あんしんネットを円滑かつ適正に運用し、診療情報の漏えい、改ざん、破壊等を防止し、データを安全かつ適切に管理するための基本的事項を定めるものとする。

第2章 家持あんしんネットの管理組織

（協議会）

第2条 第1条の目的を達成するため、高岡医療圏地域医療連携システム協議会（以下「協議会」という。）を設置する。この協議会は医療機関の連携等に係わる協議・意見交換及び調整を行う。

2 協議会には次の役員を置く。

（1）統括責任者 1名

（2）副統括責任者 若干名

（3）システム管理責任者 1名

3 統括責任者は、協議会会長とする。高岡市医師会会長が兼任する。

4 副統括責任者及びシステム管理責任者は、協議会の委員のうちから協議会の同意を得て統括責任者が指名する。

（統括責任者の業務）

第3条 統括責任者は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 統括責任者は、家持あんしんネットの安全かつ適正な運用管理を図るため、不正利用が発覚した場合は、家持あんしんネットの利用を制限又は禁止することができる。

3 統括責任者は、前項の措置を行うに当たっては、協議会の意見を聞くものとする。ただし、緊急を要する場合等、協議会の意見を聞くことができない場合は、事後において協議会に報告するものとする。

（副統括責任者の業務）

第4条 副統括責任者は、統括責任者を補佐し、統括責任者に事故あるときは、その職を代行する。

(システム管理責任者の業務)

第5条 システム管理責任者は、家持あんしんネットの安全かつ適正な管理を行うためにシステムの管理を行う。

2 システム管理責任者は、参加機関から新たな機器接続等の申出があった場合は、セキュリティの調査を行い許可するものとする。

第3章 家持あんしんネット参加機関

(参加機関管理責任者)

第6条 家持あんしんネット参加機関は、システムの責任者として参加機関管理責任者を置く。

2 参加機関管理責任者は、その参加機関の長が任命する。

3 参加機関の長は、参加機関管理責任者を決定し、速やかにシステム管理責任者に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(参加機関管理責任者の責務)

第7条 参加機関管理責任者は、施設内の家持あんしんネットの安全かつ適正な利用を図り、データの活用に当たって漏えい、改ざん及び守秘義務違反のないよう、データの保護が確保される運用を推進しなければならない。

2 参加機関管理責任者は、家持あんしんネット参加機関内の運用管理規程を作成し、統括責任者に提出しなければならない。

3 参加機関管理責任者は、家持あんしんネットに異常を認めた時は、直ちにシステム管理責任者に報告しなければならない。

第4章 家持あんしんネットの利用

(利用施設)

第8条 家持あんしんネットを利用できる施設は、統括責任者が利用を認めた施設に限る。

(接続機器)

第9条 家持あんしんネットを利用する施設の接続機器については、システム管理責任者が許可した機器に限る。

(利用者)

第10条 家持あんしんネットを利用できる者（以下「利用者」という。）は、参加機関管理責任者が認めた者に限る。

（利用権の設定）

第 1 1 条 システム管理責任者は、家持あんしんネットの利用に際しては、利用機関識別番号（利用機関コード）及び利用者ごとに専用の利用者識別番号（ユーザ I D）を付与し、利用権の管理を行う。

- 2 利用者は、利用者識別番号（ユーザ I D）に係る暗証番号（パスワード）について、第三者に知られないように厳重に管理するとともに、定期的に暗証番号を変更する等の措置を講じなければならない。

（利用者の責務）

第 1 2 条 利用者は、家持あんしんネットの安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう運用しなければならない。

- 2 利用者が、家持あんしんネットを利用するに際しては、「著作権法」（昭和45年法律第48号）、「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省 平成16年12月24日）、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知別添）、その他医療関係法令を遵守しなければならない。
- 3 利用者は、家持あんしんネットを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療及び説明目的での利用、閲覧以外は複製・公開・提供してはならない。
- 4 利用者は、情報セキュリティに十分注意し、利用者識別番号（ユーザ I D）、暗証番号（パスワード）を当該医療機関職員などを含めた利用者本人以外の者に利用させてはならない。
- 5 利用者は、家持あんしんネットに接続する端末には、セキュリティを維持するためにウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。
- 6 利用者は、家持あんしんネットの利用について、この運用管理規程のほか、家持あんしんネット運用管理規程細則及びこれらに基づくシステム管理責任者の指示に従わなければならない。
- 7 利用者は、家持あんしんネットに異常を認めた時は、直ちに各参加機関の参加機関管理責任者に報告しなければならない。

（利用できる機能）

第 1 3 条 利用者は、家持あんしんネットにおいて、次に掲げる機能を利用できる。

- （1）診療情報の参照機能
- （2）診療等の予約機能
- （3）電子メールの送受信機能
- （4）文書作成支援機能
- （5）掲示板機能

第 5 章 家持あんしんネットの運用

（個人情報保護法の遵守）

第 1 4 条 参加機関は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するもの

とする。

（患者の同意）

第15条 家持あんしんネットにおいて、患者のデータを閲覧可能とする場合には、施設ごとにその内容を患者に説明した上で文書により同意を得なければならない。ただし、厚生連高岡病院、高岡市民病院、済生会高岡病院で文書同意を得る場合に限り、一括同意とし、この3病院の医療情報を下記の7つの医療機関で患者の追加同意なく閲覧できるものとする。

- ・ 厚生連高岡病院
- ・ 高岡市民病院
- ・ 済生会高岡病院
- ・ JCHO 高岡ふしき病院
- ・ 高岡市急患医療センター
- ・ 射水市民病院
- ・ 金沢医科大学氷見市民病院

（参加機関管理責任者の管理対象）

第16条 参加機関管理責任者の責任となる管理対象は、次に掲げるものとする。

- （1）接続機器（参加機関に設置されているサーバ、端末、VPN対応ルータ等）
- （2）家持あんしんネットを利用するためのソフトウェア（富士通のシステムに準拠したもの）
- （3）参加機関側の通信回線

（診療情報再利用の禁止）

第17条 表示されたデータを端末等に保存することは禁止する。また、データが表示された画面のハードコピーについても禁止する。

（利用の停止及び制限）

第18条 統括責任者は、次に掲げる場合、機器等の利用について、その一部又は全部を停止又は制限することができる。

- （1）家持あんしんネットに障害が発生した場合
- （2）機器等の増設、交換又は点検を行う場合
- （3）データの滅失又は毀損からの復旧を行う場合
- （4）データのバックアップ等、家持あんしんネットの管理上の理由から必要と認められる場合

（人材育成）

第19条 参加機関管理責任者は、利用者に対して安全管理及び個人情報保護に関する教育を実施する。

(大規模災害時)

第 20 条 統括責任者は、大規模災害が発生した場合、統括責任者の判断で必要とされた期間のみ、利用者による閲覧の権限を緩め、緊急医療等に役立てることができる。

(免責事項)

第 21 条 当事務局及び各病院は、(1)患者からあんしんネットに参加していない旨の明確な意思表示があった場合、(2)ネットワークの故障を含む不可抗力が発生した場合、(3)緊急の場合であって故意又は重大な過失がない場合は、カルテ参照が出来なかった等の理由で患者が被った損害を賠償する責任を負わない。

第 6 章 細則

(細則)

第 22 条 この運用管理規程を実施するために必要な事項については、別に細則を定める。

附 則

この運用管理規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 12 月 12 日 改訂 (名称変更)

平成 27 年 10 月 30 日 改訂 (役員の変更)

令和 8 年 4 月 1 日 改訂 (同意方法と大規模災害時の対応を変更、免責事項を追加)